

かすみがうら市公共施設節電対策取組計画

平成29年 6月30日
かすみがうら市

1 目的

今夏の東京電力管内の電力需給見通しは、最低限必要な供給率は確保できる見通しではあるが、十分な供給力とはいえないことから、昨年に引き続き15%（対平成22年同月）の節電目標を掲げ、市自らが率先して取り組み、無駄を省く新たなビジネススタイル・ライフスタイルを確立するため、徹底した節電対策に取り組み、消費電力量の抑制を図ることを目的とする。

2 取組期間

平成29年7月1日から平成29年9月30日
（電力供給の状況等により取組期間は変更する。）

3 取組方法

（1）市民・事業者に向けた節電の取組について

ア 市民への周知については、国・県・東京電力株式会社等からの資料提供を受け、市広報紙及びホームページにより行う。

イ 節電の取組について即応性が求められることは、その都度有効な媒体を活用し、継続的な広報活動を行う。

（2）公共施設における節電の取組について

『基本的な考え方』

節電対策を講じた上で、行政サービスについては、限りなく通常どおり行う。

- ① 節電目標率は、ピーク電力量を平成22年同月比15%以上の抑制を図る。
- ② 取組実践項目を公表（掲示）する。
- ③ 取組状況や結果を公表（掲示）し、市民・利用者の理解を得ることに努める。（施設ごとに具体的な取組実践項目を定め、速やかに実施するものとする。）

ア 主な取組実践項目について

- (ア) 施設管理者は、施設の安全確保に努めながら、照明の方法、空調の設定温度、エレベータの休止など施設の実情に応じて、対平成22年同月の電気使用量の15%以上の抑制を図り、節電に取り組むものとする。また、上下水道等のライフライン施設については、対平成22年同月の電気使用量の5%以上の抑制を図る。
- (イ) 法令等により室温や換気等に対して、一定の措置が義務付けられている施設については、法令等の範囲内において節電に取り組むものとする。
- (ウ) 照明については、LEDの計画的な導入についても検討する。

イ 貸館施設等について

施設管理者は、節電対策を講じた上で、可能な限り通常通り開館とする。

体育館、野球場、グラウンド、テニスコート等のスポーツ施設に付属する夜間照明については、概ね、対平成22年同月の電気使用量の15%の節電に取り組むことで施設運用を行う。

ウ 周知方法

- (ア) 各施設において節電担当者（学校、保育所等の同種施設が複数の場合は代表担当者）を置き、具体的な節電対策を明らかにして、取組実践項目を分かりやすい場所に表示する。
- (イ) 各施設で行っている節電の取組については、即応性が求められるので、可能な限り有効な媒体を活用し、継続的な広報活動を行う。
- (ウ) 施設管理者は、施設の節電取組状況を定期的に公表するとともに、市民や利用者の理解を得ることに努める。

4 その他

- ア 具体的な節電方法等は、県の「節電対策の例」、東京電力の「節電のお願い」等を参考にすること。
- イ この指針は、電力供給の状況を踏まえ、時期等に適応する節電対策を行うため、適宜見直しを行うものとする。
- ウ 取組期間以外についても、可能な限り節電に取り組むこと。